

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度  
誓 約 書

- 本制度の申込みにあたり、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱及び誓約書裏面に記載されている交付にかかる付帯条件を理解したうえで、過去、自らが居住する住宅を所有したことがなく、本制度の対象となる住宅が初めて取得する持家であることを誓約いたします。なお、本制度は予算措置の範囲内で実施されるため、予算措置がされない場合又は大阪市が利子補給期間として認めないと判断した場合は、利子補給を受けることができないことを了承のうえで、申込みいたします。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと並びに本申請が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないことを誓約いたします。暴力団排除のため、必要に応じて大阪市長が申込者の個人情報警察に照会又は提供することに同意します。
- 上記誓約内容と事実が相違することが判明した場合は、利子補給受給者の登録や認定を取り消されても異議ありません。
- 万一、記載事項に偽りがあり、本制度要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また不正に受給した利子補給金は指定された期日までに、返還することをあわせて誓約いたします。
- 資格審査にかかる納税状況の確認について、大阪市の保管する市民税及び固定資産税課税・納税資料を利用することに同意します。なお、納税状況の確認ができない場合などは必要に応じて納税証明書を提出します。
- 本制度の利子補給を受けるに際し、私たち世帯（15歳以上の世帯員）の所得金額の確認は、大阪市の保管する住民課税資料により行うことについて同意します。
- 利子補給金の交付にかかる資格審査や本制度の効果検証のため、必要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査することに同意します。
- 本制度要綱を適正に実施するため、申込者又は利子補給対象者に対して必要な事項について報告、実地調査を求められた場合は誠実に対応します。

大阪市長 様

令和 年 月 日

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。なお、第4号から第6号に該当する場合において、各号の未提出書類が大阪市長（以下「市長」という）の指定する日以降に提出されたときも、当該年度分の利子補給を行わない
    - (1) 元金据置期間
    - (2) 債務の全部が消滅した年以降（※1）の期間
    - (3) 償還を行わなかった期間（※2）
    - (4) 融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
    - (5) 交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
    - (6) 利子補給対象者（以下「対象者」という）又は大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱（以下「要綱」という）第10条第2項の規定により登録された対象者から配偶者（新婚世帯（申込後に子育て世帯から変更となった新婚世帯を含む））においては、婚姻関係が継続している配偶者に限る）に対象融資にかかる債務を引き継ぎ、対象者としての地位が承継される場合において、債務引継の完了報告関係書類が未提出のとき、当該書類により債務引継者が利子補給される期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、市長に報告しなければならぬ
    - (7) 子育て世帯においては、対象者又は利子補給要件にかかる子どもが当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、当該子どもと対象者の親子関係が継続している場合又は対象者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ当該子どもと配偶者との親子関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
      - ア 対象者、当該子ども又は配偶者（婚姻関係が継続している配偶者に限る。以下同条において同じ）が当該対象住宅に継続して居住している期間
      - イ 対象者、当該子ども又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
    - (8) 新婚世帯においては離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合を含む。以下同じ）後、対象者とその配偶者が別居した後又は対象者及び配偶者が当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、対象者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
      - ア 対象者又は配偶者が当該対象住宅に継続して居住している期間
      - イ 対象者又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
    - (9) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった後に交付される予定であった利子補給期間
  - 2 対象者は、融資借入金の全部又は一部の繰上償還を行ったとき、融資借入金の償還を行わなかったとき、対象融資にかかる債務を配偶者に引き継ぐとき又は対象住宅の世帯員に異動があったときは、要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に対して直ちにその旨を報告しなければならぬ
  - 3 対象者は、上記2の場合の他、申込書記載内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、市長に対して速やかに変更承認届出書を提出しなければならぬ
  - 4 市長は、次の各号に該当する場合は、対象者の登録、認定及び交付額決定を取り消すものとする
    - (1) 債務の全部（※3）が消滅したとき
    - (2) 融資借入金の償還を6ヵ月間以上行わなかったとき（※4）
    - (3) 対象者が死亡したとき。ただし、子育て世帯（申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯を含む）において対象融資にかかる債務が配偶者に引き継がれ、対象者としての地位が承継される場合は、この限りでない
    - (4) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1ヵ月以上怠ったとき
    - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告及び要綱第12条第1号に規定する請求を提出期限日から1ヵ月以上怠ったとき
    - (6) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかとなり、市長が指定する日まで解消されないとき
    - (7) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
    - (8) 申請者が要綱第6条第1項第8号から第10号に規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
    - (9) 新婚世帯においては、離婚又は対象者とその配偶者が別居したとき。ただし、その時点で要綱第2条第4号に規定する子育て世帯に該当する場合にはそれぞれ以降、子育て世帯として取り扱う
    - (10) 子育て世帯においては、利子補給要件にかかる子どもが死亡したとき、又は対象者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき。ただし、申込時点で要綱第2条第3号に規定する新婚世帯に該当する場合には、それ以降、新婚世帯として取り扱う
  - (11) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで、第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項並びに第9条の規定に適合しないことが半明したとき
  - (12) その他要綱に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、すでに交付した利子補給金の返還を命じることができる。この場合、返還を命じる利子補給金の受領の日から返還する日までの日数に応じ、当該利子補給金額に年利率10.95%の割合で計算した額を付するものとする
- 6 その他、利子補給金の交付等に関しては、要綱に定めるもののほか、大阪市エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給要綱（エコ住宅利子補給金を併せて受給する場合）並びに大阪補助金交付規則その他関係法令に従い、行わなければならない

※については、以下のとおり読み替えるものとする

- ※1 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部が消滅した後
- ※2 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(3) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(3) 以下、各号をずらす
- ※3 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部
- ※4 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(2) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(2) 以下、各号をずらす